

1) 日の出町商工観光振興計画策定委員会の開催経緯

○ 第1回 日の出町商工観光振興計画策定委員会

開催日時：令和4年9月30日（金）14時00分から15時30分

内 容：現行計画（「商工業振興計画」「観光振興計画」）の概要について
現行計画の取組事業評価の結果（総括・個別）について
次期計画策定にあたってのポイントについて
今後の策定スケジュールについて

○ 第2回 日の出町商工観光振興計画策定委員会

開催日時：令和5年6月2日（金）14時00分から15時45分

内 容：町が目指す方向性について
計画の目次構成（案）

○ 第3回 日の出町商工観光振興計画策定委員会

開催日時：令和5年7月28日（金）14時00分から15時30分

内 容：日の出町商工観光振興計画骨子（案）について

○ 第4回 日の出町商工観光振興計画策定委員会

開催日時：令和5年8月31日（木）14時00分から16時15分

内 容：日の出町商工観光振興計画（素案）について

○ 第5回 日の出町商工観光振興計画策定委員会

開催日時：令和5年9月29日（金）14時00分から15時30分

内 容：日の出町商工観光振興計画（素案）について
「キャッチフレーズ」について

○ 第6回 日の出町商工観光振興計画策定委員会

開催日時：令和6年1月15日（月）14時00分から15時10分

内 容：パブリックコメントの結果について
日の出町商工観光振興計画（案）について

日の出町商工観光振興計画策定委員会設置要綱

令和4年7月14日

告示第67号

(目的及び設置)

第1条 日の出町商工観光産業の振興に関する基本条例（平成20年日の出町条例第36号）に基づき、日の出町商工観光振興計画を策定するにあたり、幅広い関係者の参画の下に、町の商工業振興及び観光振興に関する諸課題の検討を行うため、日の出町商工観光振興計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、日の出町長（以下「町長」という。）の諮問に応じ、次に掲げる事項を協議し答申する。

- (1) 日の出町商工観光振興計画の策定に関すること
- (2) 前号に掲げるもののほか、商工業振興事業及び観光振興事業等を円滑に行うために町長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

- 2 策定委員は、町民・商工・観光関係団体等の代表者・有識者から町長が委嘱し、又は任命する。

(謝礼)

第4条 委員には、予算の範囲内で別表に定めた謝礼を支払う。ただし、公務で出席するものについては除く。

(役員)

第5条 委員会に、次に掲げる役員を置く。

- (1) 委員長 1人
- (2) 副委員長 1人
- 2 委員長は、町長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長に事故があるときは町長が指名し、その職を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、必要の都度、会議を開催するものとし、委員長が招集する。

- 2 会議の議長は、委員長をもって充てる。

3 委員会の委員は、委員長が認める場合は、委員の推薦による代理者を出席させることができる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、産業観光課において処理する。

(任期)

第8条 委員の任期は、第2条に規定する事項の審議を終了したときに満了する。

附 則

この要綱は公布の日から施行する。

別表(第4条関係)

委員の種別	報 償 額
委員長 副委員長 委員	日額 3,000 円(交通費を含む)

3

日の出町商工観光振興計画策定委員会 委員名簿

氏 名	所 属
伊藤 雅夫	日の出町観光協会 会長
原田 輝和	日の出町商工会 会長
神田 功	日の出町農業委員会 会長
井上 峯雄	日の出町自然休養村さかな園組合長
三野 剛	イオンモール日の出 ゼネラルマネージャー
椋田 操	秋川漁業協同組合日の出支部 支部長
島津 眞吾	協同乳業株式会社 東京工場 工場長 三吉野工業団地懇話会 会長
清田 登実江	多摩らいふ倶楽部 企画担当（前職）
鈴木 恒雄	東京経済大学特命講師 中小企業診断士
鎌田 光美	一般公募
三澤 良勝	町長特命参事

日の出町商工観光振興計画

令和6年3月

発行：日の出町 産業観光課

〒190-0192

東京都西多摩郡日の出町大字平井2780番地

TEL：042-597-0511（代）

FAX：042-597-4369